

札幌医科大学訪問研究員規程(平成 23 年規程第 64 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、広く学術研究の交流を図り、科学技術の進展に寄与するため、他の研究機関等に所属する者が、札幌医科大学において、一定期間、専門的かつ高度な学術研究を希望するときに受け入れる訪問研究員について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 訪問研究員として受け入れることができる者は、他の研究機関等に正式に身分を有し、専門的かつ高度な学術研究の遂行に必要な能力を有する者のうち、その者が所属する研究機関等の長(以下「所属長」という。)から、正式な依頼がある者とする。

(受入の依頼)

第3条 訪問研究員として受入を希望する者は、次に掲げる書類を研究期間開始日(受入希望箇所が医学部、保健医療学部、医療人育成センター及び附属病院の場合にあっては、別表に掲げる研究期間開始直前の教授会又は各種委員会開催日)の2週間前までに事務局経営企画課へ提出するものとする。

(1) 所属長からの依頼文(任意様式)

(2) 訪問研究員調書(別記第1号様式)

(受入の決定)

第4条 訪問研究員の受入は、教授研究上支障がないと認める場合、別表に掲げる教授会又は各種委員会の議を経て、学部長、センター長、病院長又は所長(以下「部局長」という。)が決定する。

(覚書)

第5条 部局長は、第2条に規定する者を訪問研究員として受け入れることとしたときは、その者の所属長と覚書を取り交わすものとする。ただし、訪問研究員として受け入れることとなる者が外国人であるときは、その者と取り交わすことができる。

2 訪問研究員は、前項に規定する覚書に基づいて、研究を行うものとする。

(研究期間)

第6条 訪問研究員の研究期間は1年以内とする。ただし更新を妨げない。

(更新及び変更)

第7条 訪問研究員は、研究期間の更新及び受入先を変更する場合は、訪問研究員に係る変更届(別記第2号様式)に所属長からの依頼文を添え、第3条に規定する期限までに提出しなければならない。

(証明書の発行)

第8条 訪問研究員として受け入れた者が、当該受入に関する証明書の交付を希望するときは、学長はこれを発行することができる。

(庶務)

第9条 この規程の施行に係る庶務は、事務局経営企画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、訪問研究員に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

2 札幌医科大学訪問研究員についての要綱(平成 19 年 4 月 1 日制定 平成 21 年 10 月 1 日改正)に基づき受入を決定している訪問研究員は、この規程に基づき決定されたものとみなす。この場合において、その者の研究期間については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 27 日規程第 12 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 16 日規程第 54 号)

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

別表

組織	部局長	教授会及び各種委員会
学部		
医学部	学部長	医学部教授会
保健医療学部	学部長	保健医療学部教授会
医療人育成センター	センター長	医療人育成センター教授会
附属病院	病院長	札幌医科大学附属病院運営会議
附属総合情報センター	所長	札幌医科大学附属総合情報センター運営委員会
附属産学・地域連携センター	所長	札幌医科大学附属産学・地域連携センター運営委員会

(別記第1号様式)

年度

訪 問 研 究 員 調 書

提出年月日

年 月 日

(ふりがな) 氏名・生年月日	(年 月 日生)
最終学歴及び 卒業(修了)年月	(年 月卒業・修了) ※学部、学科及び課程まで記入願います。
所属機関名	
職 名	
担当研究	
研究課題 〔外国人である場合 英文のものを併記〕	
研究の方法 及び計画	
研究期間	年 月 日～ 年 月 日
受入れ箇所	
指導教授等の職・氏名	
研究中の居所	

(別記第2号様式)

訪 問 研 究 員 に 係 る 変 更 届

届出年月日 年 月 日

(ふりがな) 氏名・生年月日	(年 月 日生)
所 属 機 関 名	
職 名	
担 当 研 究	

受 入 れ 箇 所	
指 導 教 授 等 の 職 ・ 氏 名	

変 更 事 項			
当 初		変 更 後	
(変更理由)			